

一般社団法人福井県レクリエーション協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人福井県レクリエーション協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、レクリエーションに関する活動を行うほか、他団体の支援、会員相互の技能向上、情報交換、親睦等を図り、よって県民の心身の健全な発達や余暇生活の充実に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) レクリエーションの総合的な普及並びに支援
- (2) レクリエーション関連団体との連携
- (3) レクリエーション・インストラクター等、有資格者の養成
- (4) レクリエーションに関する調査・研究・広報・啓発に関するここと
- (5) その他前条の目的達成に必要なこと

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の会員は次の4種とする。会員のうち、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得たものを一般社団法人及び一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) (公財)日本レクリエーション協会の公認資格を持つ福井県登録の個人
 - (2) 個人会員(本会の目的に賛同し、事業に参加する個人)
 - (3) 加盟団体(本会の目的に賛同し、事業に参加する福井県レクリエーション協会に加盟する団体)
 - (4) 名誉会員(本会に特に功労のあった者)
- 2 公認資格を持つ個人会員(1)については、(公財)日本レクリエーション協会公認の資格登録及び登録費納入をもって会員になるものとする。
- 3 個人会員(2)及び加盟団体(3)については、当法人所定の様式により申込み、理事会の承認をもって会員になるものとする。
- 4 名誉会員(4)については、理事会が推薦し、総会で承認された者とする。

(経費等の負担)

第7条 本会の運営は会員による会費並びに助成金、その他をもって行う。

- 2 会費の額は別に定める。

(退社)

第8条 社員及び会員は、いつでも退社、退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員及び会員が当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する等、除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員及び会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社、退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、委任状を含めて社員の過半数の出席をもって成立し、出席した当該社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員の中から選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第4章 役 員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 3名以上30名以内

(2) 監 事 1名以上3名以内

2 理事のうち、会長1名、副会長若干名、及び専務理事1名とする。

3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 当法人に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱し、任期は2年とする。

4 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事会の議決に基づき通常の業務を掌理する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監視し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の集結の時までとし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の集結の時までとし、再任は妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受けれる財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外との者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員の承認
- (2) 業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、及び副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が収集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
2 会長及び出席した理事の中から選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基 金

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
2 抱出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日まで年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事、監事、及び設立代表理事は次のとおりとする。
設立時理事 出村 友寛、辻岡 世紀子、大久保 郁子
設立時監事 戸田 千代子
設立時代表理事 出村 友寛

(設立時社員の氏名及び住所)

第45条 設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

住 所 [REDACTED]
設立時社員 出村 友寛

住 所 [REDACTED]
設立時社員 辻岡 世紀子

(細則)

第46条 本会の運営に当たって、本定款にない事項については別に定める細則によるものとする。
2 細則の決定は理事会で行う。

(法令の準拠)

第47条 その他この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人福井県レクリエーション設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 7 年 4 月 24 日

設立時社員 出村 友寛 印

設立時社員 辻岡世紀子 印